

看護学生特別奨学金規程

2023年4月1日 制定

第1章 総則

第1条（目的）

この規程による特別奨学金は、北海道勤医協奨学生規程にもとづき看護学生に経済援助を行うものでこの規定にない事項については奨学金貸付規程を準用する。

第2条（名称）

この特別奨学金の名称を『看護学生特別奨学金』（以下『特別奨学金』と表記する。）

第3条（申請と決定）

この規程による特別奨学金を希望するものは、この規程を承認し、下記の書類を一括して理事長に申請する。必要書類は、

- ① 特別奨学金申込書
- ② 特別奨学金契約書
- ③ その他この会が必要と認めたもの。

理事長は奨学金選考委員会の推薦により特別奨学金適用の適否を審査の上決定する。

第4条（連帯保証人）

申請者は、前条の特別奨学金申込書と特別奨学金契約書の提出にあたり、連帯保証人を2名立てなければならない。連帯保証人のうち1名は、本人の父母兄弟又はこれらの者に準ずる者、もう1名は申請者及び他の連帯保証人と生計を別にし、国税及び地方税並びに地方公共団体の公租公課を滞納していないものでなければならない。連帯保証人の責務については別に定める。

第5条（返済）

特別奨学金は、当協会の採用の可否にかかわらず、すべて返済しなければならない。特別奨学金の返済は、奨学生終了時に一括して返済しなければならない。

ただし北海道勤医協に採用されたもので、別途計画書を添えて理事長に申請し、許可されたものについては以下の方法で返済を行う。

- ① 返済期間は、10年以内とする
- ② 返済期間途中で退職する場合は、残額を一括返済しなければならない。
- ③ 本人の特別奨学生辞退により特別奨学生資格を喪失した場合は全額を一括返済しなければならない。ただし看護学校在籍中に辞退し卒業と同時に資格取得後に北海道勤医協へ就職する意思を持つ場合は、第8条にもとづくものとする。

第6条（貸付額）

特別奨学金の金額は、月額30,000円以内とする

第7条（貸付期間）

特別奨学金の貸付期間は、申込月または申込月の属する年度の4月より卒業年の3月までの期間とし、貸付期間内であっても休学、留年、卒業延期等の期間は特別奨学金の支給を停止する。

第8条（返済の猶予と返済の免除）

- ① 卒業後、当協会が指定する事業所に勤務した場合は本人の申請をもって返済を猶予し、貸付期間と同一の期間の勤続をもって返済を全額免除する。
- ② 返済猶予期間中に産前産後休暇、育児休暇、介護休暇を取得、または長期の病気欠勤をした場合には、返済の免除に係る勤続算定期間に算入しない。休暇の期間は暦日で算出し、30日で1ヶ月として算定する。端数日の処理は16日以上で1ヶ月とみなし、15日未満は切り捨てる。
- ③ 特別奨学金の貸付期間と同一の期間を満たさずに退職する場合、返還すべき額は次の基準による。ただし、勤務月数は月の末日まで勤務した月とする。
$$\text{返還額} = \text{貸与総額} \div \text{貸与月数} \times (\text{貸与月数} - \text{勤務月数})$$
- ④ 卒業後、看護師資格の取得ができなかった場合は1年を限度に返済を延期することができる。但し、引き続き資格取得の意思が有り、かつ当協会への入職の意思があるもののみとする。これらの意思がない場合、あるいは本人の意思と関係なく資格取得が不可能と認められる場合は、第5条にもとづくものとする。
- ⑤ 本人が死亡した場合、返済を免除する。
- ⑥ その他、理事長が認めた場合は返済を免除する。

第2章 募集、定員、選考方法

第9条（募集と定員）

特別奨学金の募集は年度毎に行い時期については別途定める。採用人数を年度ごとに25名を定員とする。

第10条（選考方法）

特別奨学金を希望する学生は期日までに所定の書類をそろえて申し込みを行い、指定された日に面接を行う。書類と面接をもとに勤医協奨学生選考委員会での審議を行い理事長に推薦を行う。奨学生選考委員会については別途定める。

第3章 継続認定・奨学生の終了

第11条（継続認定）

次年度も特別奨学金を希望する奨学生は指定する期日までに継続申請を提出する。勤医協奨学生選考委員会は継続の是非を審査し決定する。

第12条（特別奨学生の終了）

本人からの辞退の申し出及び、学習態度など奨学生の資質に欠けるものと勤医協奨学生選考委員会が判断した場合は特別奨学生の資格を失う。

付則

特別奨学金は2023年4月入学生から実施する。指定した申込期日までに1年生の申請が定員に満たなかった場合は在校生からも募集を行う